

第二百二十二回 参議院議院運営委員会會議録第八号

平成三年十二月十七日(火曜日)

午後二時四十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 井上 孝君
理事 片山虎之助君
下稻葉耕吉君
柳川 覺治君
稻村 稔夫君
小川 仁一君
矢原 秀男君
橋本 敦君
磯村 修君
足立 良平君
大島 慶久君
関根 則之君
田村 秀昭君
仲川 幸男君
成瀬 守重君
星野 朋市君
山口 光一君
北村 哲男君
肥田美代子君
三石 久江君
長 長田 裕二君
副 長 小山 一平君
事務局 佐伯 英明君

事務次長 戸張 正雄君
議事部長 菅野 清君
委員部長 黒澤 隆雄君
記録部長 中川 俊彦君
警務部長 鈴木 重夫君
庶務部長 島田 豊光君
管理部長 堀川 久士君
渉外部長 大鷹 市郎君

本日の會議に付した案件

○国会議員の育児休業等に関する法律案(衆議院提出)

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○委員長(井上孝君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会議員の育児休業等に関する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、以上兩案を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(佐伯英明君) 御説明申し上げます。

まず、国会議員の育児休業等に関する法律案でありますが、これは、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する国会議員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、政府職員等と同様に国会議員について育児休業等に関する制度を設けようとするものであります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一は、本属長は、国会議員がその一歳に満たない子の養育のため子が一歳に達する日まで育児休業を請求した場合において、当該議員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、これを承認しなければならないこととしております。

第二は、育児休業をしている国会議員は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しないこととし、また、育児休業をしている期間については給与を支給しないこととしております。

第三は、本属長は、国会議員がその一歳に満たない子を養育するため部分休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができることとしております。この場合には、一定の給与減額措置をとることとしております。

これらのほか育児休業に伴う臨時的任用、職務復帰後の給与等の調整、看護婦等への育児休業給の支給等について所要の規定を設け、平成四年四月一日から施行することとしております。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、これは、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定しようとするものであります。

なお、本案は、本年四月から適用することとしております。

以上でございます。

○委員長(井上孝君) これより採決を行います。

まず、国会議員の育児休業等に関する法律案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上孝君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、兩案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上孝君) 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(佐伯英明君) 御説明申し上げます。

本件は、国会議員の給料月額並びに扶養手当、通勤手当及び期末手当の額等について政府職員に準じた改定を行い、本年四月から適用するとともに、管理職員特別勤務手当等を政府職員に準じて新設しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(井上孝君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上孝君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(佐伯英明君) 本日の議事は、まず、日程第一について、商工委員長が報告された後、採決いたします。

以下はすべて緊急上程の議案でございます。これらの議案につきましては、その都度、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員の育児休業等に関する法律案、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の五案について、内閣委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。まず、一般職職員給与法改正案、国家公務員育児

休業法案及び義務教育諸学校等の女子教育職員等の育児休業法廃止法案の三案を一括して採決し、次いで、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案の両案を一括して採決いたします。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び裁判官の育児休業に関する法律案の三案について、法務委員長が報告されます。採決は三案を一括して行います。

次に、地方公務員の育児休業等に関する法律案について、地方行政委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会において議いたしました国会議員の育児休業等に関する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案について、議院運営委員長が報告されます。採決は両案を一括して行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二十分の見込みでございます。

○委員長(井上孝君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案
国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第六条中第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次の二号を加える。

八 宿日直手当

九 管理職員特別勤務手当

第七条第一項中「夜勤手当」の下に「宿日直手当」を加え、同条第二項を削る。

第七条の四第一項中「夜勤手当」の下に「宿日直手当」、管理職員特別勤務手当を加え、「通勤手当」を削り、「及び夜勤手当」を「夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第二項中「夜勤手当」の下に「宿日直手当」を加え、「住居手当及び通勤手当」を「及び住居手当」に改め、同条第三項中「第六条の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員」を「特定管理職員」に改め、同条を第七条の五とし、第七条の三を第七条の四とする。

第七条の二第二項中「百分の二百」を「百分の二百十」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第六条の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議

して定める国会議員(以下「特定管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける国会議員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、当該国会議員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千元を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額、指定職給料表の適用を受ける国会議員にあつては当該額のうち最高ものに百分の百五十を乗じて得た額とする。

ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して両議院の議長が協議して定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第九条中「支給することができる」を「支給する」に改める。

第十五条第一項中「三万千円」を「三百二十七百円」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第 号)附則第五条に規定する育児休業給付については、政府職員の例によるものとする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職 名	給 料 月 額
国立国会図書館の館長	一、五四一、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、五〇七、五〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、四七四、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	一、一九七、五〇〇円 一、〇八七、〇〇〇円 一、〇一七、〇〇〇円 九三四、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる 参事	八号給 四七二、九〇〇円 七号給 四三六、一〇〇円 六号給 三九八、〇〇〇円 五号給 三五八、〇〇〇円 四号給 三一九、〇〇〇円 三号給 二八六、六〇〇円 二号給 二六二、三〇〇円 一号給 二四一、四〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給 料 月 額
1	541,000円
2	599,000
3	666,000
4	739,000
5	796,000
6	855,000
7	934,000
8	1,012,000
9	1,087,000
10	1,163,000
11	1,232,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	168,000	197,700	214,300	233,400	251,700	271,900	304,600	342,300	390,200
2	121,000	153,700	173,900	205,400	222,600	241,900	260,500	281,300	316,200	354,500	404,700
3	124,900	160,300	180,000	213,300	231,000	250,400	269,500	290,800	327,800	366,800	419,300
4	129,100	167,300	186,300	221,600	239,200	259,000	278,600	300,700	339,400	379,200	434,000
5	133,800	172,800	193,000	229,900	247,300	267,600	287,900	310,700	351,100	391,700	448,700
6	139,300	177,400	200,400	238,100	255,400	276,800	297,200	320,600	362,900	404,100	463,400
7	144,900	182,000	207,600	246,000	263,500	285,100	306,700	330,500	375,000	416,400	478,400
8	150,400	186,500	214,700	253,900	271,600	294,200	316,800	340,400	387,000	428,700	493,600
9	154,600	190,700	220,800	261,700	279,700	303,300	326,000	350,300	398,800	441,000	508,500
10	157,900	194,900	226,800	269,400	287,800	312,800	335,600	360,200	410,300	453,200	523,400
11	160,700	199,100	232,600	277,100	295,800	322,400	345,100	370,100	421,300	464,000	535,100
12	163,400	203,300	238,300	284,700	303,600	332,000	354,400	380,000	432,200	474,000	542,800
13	165,900	207,500	243,800	292,000	311,400	341,500	363,300	389,600	441,500	482,500	550,100
14	168,100	210,800	249,000	299,300	319,000	350,700	371,200	398,900	449,200	489,800	556,400
15	170,200	213,900	254,000	305,900	325,200	359,100	378,200	406,500	456,600	494,400	561,200
16	171,800	217,000	258,900	312,300	330,900	365,900	384,500	413,600	461,900		
17		220,000	263,400	316,900	336,100	372,300	390,000	418,300	466,600		
18		222,800	267,200	321,000	340,400	376,900	394,800	422,800	470,900		
19		224,800	270,800	325,000	344,500	381,300	399,300	427,200			
20			273,700	327,900	348,200	385,600	403,700	431,200			
21			276,500	330,800	351,500	389,900	407,700	435,000			
22			279,200	333,600	354,800	394,000	411,400				
23			281,900	336,500	358,200	397,800					
24			284,400	339,500	361,500	401,400					
25			286,900	342,400	364,800						
26			289,300	345,200	367,100						
27			291,700	347,600							
28			294,100	350,000							
29			296,500								
30			298,800								
31			301,000								
32			303,200								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	148,400	165,500	181,700	205,400	232,000
2	108,400	154,700	170,900	187,200	211,900	238,800
3	111,800	160,000	176,300	192,900	218,400	245,700
4	115,100	165,400	181,700	199,100	224,900	253,300
5	118,200	170,200	187,100	205,300	231,400	261,000
6	121,800	174,900	192,700	211,600	237,900	269,000
7	126,000	179,600	198,600	217,400	244,100	277,000
8	130,300	184,300	204,400	223,000	249,900	285,100
9	135,600	189,000	210,200	228,500	255,500	293,300
10	141,500	193,800	215,800	234,000	261,100	301,400
11	148,200	198,700	221,100	239,000	266,700	309,300
12	154,500	203,400	226,200	244,000	272,300	317,200
13	159,700	208,100	231,300	249,000	277,900	325,000
14	164,700	212,800	236,100	254,000	283,400	331,800
15	169,100	217,100	240,900	259,000	288,800	338,600
16	173,300	221,200	245,600	264,100	294,100	345,300
17	177,200	225,000	250,500	268,600	299,300	352,000
18	181,000	228,700	255,500	272,900	304,100	358,000
19	184,200	232,400	260,000	276,600	308,600	363,500
20	186,900	235,000	264,200	280,200	312,900	368,500
21	189,600	237,300	267,400	283,600	316,800	373,400
22	192,300	239,600	270,400	286,800	320,700	377,800
23	195,100	241,800	273,000	289,800	323,500	381,200
24	197,700	243,900	275,600	292,900	326,200	
25	200,100	246,000	278,000	295,700	328,700	
26	202,200	248,100	280,400	298,300	331,100	
27	204,400	250,300	282,800	300,800	333,500	
28	206,500	252,500	285,100	303,100		
29	208,600	254,600	287,400	305,300		
30	210,600	256,600	289,600			
31	212,400	258,500	291,600			
32	214,200	260,400				
33		262,300				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	168,000	205,400	240,500	269,900	300,600	322,500
2	133,800	153,700	173,900	213,300	249,600	279,600	310,300	332,800
3	139,300	160,300	180,000	221,700	258,900	289,400	321,000	343,100
4	144,900	167,300	186,300	230,300	267,900	299,400	331,200	353,500
5	150,400	172,800	193,000	240,000	277,000	309,600	341,300	364,800
6	154,600	177,400	200,400	249,100	286,100	319,800	351,400	377,900
7	157,900	182,000	207,600	258,200	295,100	329,900	361,700	389,200
8	160,500	186,500	214,600	267,200	304,200	340,000	372,700	400,200
9	162,900	190,700	220,600	276,300	313,200	350,000	382,600	410,700
10	164,600	194,600	226,300	285,400	322,200	359,800	389,900	421,100
11		197,400	231,500	294,400	331,000	369,500	396,700	431,400
12		199,600	236,100	303,100	338,800	378,600	403,400	439,200
13		201,600	240,200	311,600	345,200	384,600	409,300	446,900
14		203,500	243,800	320,100	351,400	389,400	415,000	454,200
15		205,400	247,000	327,500	356,800	394,100	420,600	459,700
16			249,700	334,000	361,300	398,600	425,900	464,400
17			252,400	338,900	365,700	403,000	430,100	468,800
18			255,100	343,200	369,800	407,300	434,100	473,200
19			257,800	346,800	373,600	411,500		477,600
20			260,500	350,400	377,400	415,200		481,900
21			263,100	354,000	381,100	418,900		486,200
22			265,700	357,600	384,300			490,400
23			268,300	361,100	387,500			494,600
24			270,600	364,800				
25			272,800	367,900				
26			275,000	370,800				
27			277,200	373,700				
28			279,400					
29			281,600					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			209,500	233,600	260,500	283,400	308,700
2	141,200	179,100	216,500	242,200	269,900	292,800	318,400
3	148,200	187,000	224,100	250,800	279,300	302,300	328,200
4	155,200	194,900	232,500	259,500	288,700	311,800	338,100
5	161,700	201,700	241,100	268,100	298,200	321,400	348,000
6	170,100	208,000	249,700	277,100	307,700	331,200	358,100
7	178,600	214,600	258,800	285,600	317,300	341,100	368,400
8	186,100	221,300	266,900	294,400	327,100	351,200	378,600
9	193,100	229,000	275,400	303,200	337,000	361,500	389,400
10	199,900	236,700	283,400	312,100	347,100	371,700	400,200
11	205,900	244,500	291,800	321,300	357,400	382,100	410,900
12	211,900	252,300	300,500	330,500	367,600	392,600	421,500
13	218,100	260,100	309,300	339,700	378,000	402,600	432,000
14	224,400	268,000	318,200	349,300	388,100	412,200	442,400
15	231,700	275,900	327,100	359,200	397,800	421,500	451,900
16	238,900	283,800	336,000	369,300	407,400	430,300	458,900
17	246,300	292,000	345,200	377,500	416,000	437,400	465,700
18	253,700	300,100	355,000	385,400	423,900	443,600	470,400
19	260,500	308,200	364,900	393,100	430,000	448,700	474,500
20	267,400	316,000	372,400	399,800	436,000	453,000	478,400
21	274,300	323,800	379,500	405,000	440,200	456,900	482,200
22	281,000	331,500	386,500	409,500	444,400	460,600	486,000
23	287,800	339,200	392,700	413,800	448,100	464,300	
24	294,600	346,800	396,900	417,600	451,700	468,000	
25	301,300	354,100	400,800	421,200	455,300		
26	308,000	361,200	404,300	424,400	458,900		
27	314,700	368,100	407,800	427,600			
28	321,300	374,300	411,300				
29	327,800	378,500	414,300				
30	334,000	382,300	417,300				
31	339,600	385,800					
32	344,500	389,300					
33	349,500	392,800					
34	352,900	396,000					
35	356,200	398,900					
36	359,500						
37	362,800						
38	365,500						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成三年 月 日から施行する。ただし、第六条第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に二号を加える改正規定、第七号の改正規定、第七号の四の改正規定、同条を第七号の五とし、第七号の三を第七号の四とする改正規定、第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に一条を加える改正規定及び第九条の改正規定は平成四年一月一日から、附則第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(最前号給等の切替え等)

3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間(切替期間)における異動者の号給等。

4 切替日からこの規程の施行の日(前日までの間)において、この規程による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異

動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づき定められていたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両議院長協議決定への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

○国会議員の給与等に関する規程新旧対照表(別表関係を除く)

国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)

改 正 案	現 行
第六条 国会議員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。 一 扶養手当	第六条 国会議員には、給料のほか次に掲げる給与を支給する。 一 扶養手当

- 二 給料の特別調整額
- 三 初任給調整手当
- 四 調整手当
- 五 超過勤務手当
- 六 休日給
- 七 夜勤手当
- 八 宿日直手当
- 九 管理職員特別勤務手当
- 十 期末手当
- 十一 勤勉手当
- 十二 国会特別手当
- 十三 特殊勤務手当
- 十四 監視特別手当
- 十五 住居手当
- 十六 通勤手当
- 十七 単身赴任手当
- 第七條 扶養手当、調整手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、政府職員の例により、これを支給する。

- 二 給料の特別調整額
- 三 初任給調整手当
- 四 調整手当
- 五 超過勤務手当
- 六 休日給
- 七 夜勤手当
- 八 期末手当
- 九 勤勉手当
- 十 国会特別手当
- 十一 特殊勤務手当
- 十二 監視特別手当
- 十三 住居手当
- 十四 通勤手当
- 十五 単身赴任手当

第七條 扶養手当、調整手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、政府職員の例により、これを支給する。

宿日直勤務を命ぜられた国会議員には、その勤務一回(常勤的な宿日直勤務にあつては、一月につき、衆議院の事務局及び法制局並びに裁判官訴訟委員会事務局の職員については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局並びに裁判官訴訟委員会事務局の職員については参議院議長、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長の定める額を宿日直手当として支給することができる。

第七條の二 第六條の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員(以

下「特定管理職員」という。又は指定職給料表の適用を受ける国会職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、当該国会職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において、阿議院の議長が協議して定める額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては当該額のうち最高のもに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して阿議院の議長が協議して定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、阿議院の議長が協議して定める。

第七条の三第二項 期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第七条の四 略

第七条の五 各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び国立国会図書館の館長並びに各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手

当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、住居手当及び単身赴任手当を、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給しない。

指定職給料表の適用を受ける国会職員には扶養手当給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、勤勉手当及び住居手当を支給しない。

特定管理職員には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

第九条 国会職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組入れることが不可能か又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給する。

第十五条第一項 非常勤の国会職員については、勤務一日につき三万二千七百円を超えない範囲内において、本議長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

附則第二項 当分の間、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第 号）附則第五条に規定する育児休業給付については、政府職員の例によるものとする。

当、休日給、夜勤手当、勤勉手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当を、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

指定職給料表の適用を受ける国会職員には扶養手当給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、勤勉手当、住居手当及び通勤手当を支給しない。

第六条の二第一項の規定に基づき阿議院の議長が協議して指定する職を占める国会職員には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

第九条 国会職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組入れることが不可能か又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

第十五条第一項 非常勤の国会職員については、勤務一日につき三万千円を超えない範囲内において、本議長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

附則第二項 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた国会職員には、政府職員の例により、育児休業給付を支給する。

十二月十七日(火)の議事予定

日程第一 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国家公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

裁判官の育児休業に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方公務員の育児休業等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国会議員の育児休業等に関する法律案(衆議院提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

十二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の育児休業等に関する法律案(衆議院提出)
二、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会議員の育児休業等に関する法律案
国会議員の育児休業等に関する法律

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を

設けて子を養育する国会議員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国会議員」とは、国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会議員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く)をいう。

(育児休業の承認)

第三条 国会議員(常時勤務することとしない国会議員、臨時に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く)は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の二歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることが出来る。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする国会議員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとする。

3 本属長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児休業の期間の延長)

第四条 育児休業をしている国会議員は、本属長に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することが出来る。

2 育児休業の期間の延長は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第五条 育児休業をしている国会議員は、国会議員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児休業の承認の失効等)

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている国会議員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合又は当該国会議員が休職の処分を受けた場合又は当該国会議員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 本属長は、育児休業をしている国会議員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他の両議院の議長が協議して定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う臨時任用)

第七条 本属長は、第三項第二項又は第四項第一項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について国会議員の配置換えその他の方法によって当該請求をした国会議員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該期間を任用の期間の限度として、臨時任用を行うものとする。

第八条 育児休業をした国会議員が職務に復帰した場合においては、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、両議院の議長が協議して定めるところにより、給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

第九条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

(不利な取扱いの禁止)

第十条 国会議員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(部分休業)

第十一条 本属長は、国会議員(常時勤務することとしない国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会議員がその二歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という)を承認することが出来る。

2 国会議員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前項の勤務一時間当たりの給与額は、両議院の議長が協議して定める。

4 第六條及び前條の規定は、部分休業について準用する。

(両院議長協議決定への委任)

第十二条 この法律の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号。次条において「女子教育職員等育児休業法」という。第三條の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている国会議員については、当該許可は第三條の規定による育児休業の承認とみなす。

第三條 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第四條 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等
育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的
に任用されている国会職員は、第七条の規定に
より臨時的に任用されている国会職員とみな
す。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が
協議して定める。

(看護婦等である国会職員に対する給付の特例)
第五条 当分の間、第五条第二項の規定にかかわ
らず、診療所の看護婦等(看護婦及び准看護婦
であつてその業務に従事する者をいう。)である
国会職員(条件付採用期間中の国会職員を除
く。)には、その職務の特殊性等にかんがみ、診
療所における業務の円滑な実施の確保に資する
ため、国会職員法第二十五条第三項の規定によ
る両議院の議長の定めるところにより、育児休業給
を支給する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二
年法律第四十九号)の一部を次のように改正す
る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三三八、五〇〇円
二	二	三五八、〇〇〇円
一	一	四一六、一〇〇円
二	二	四二六、九〇〇円
三	三	四三七、八〇〇円
四	四	四四八、七〇〇円
五	五	四五九、五〇〇円

六	四七〇、四〇〇円
七	四八一、二〇〇円
八	四八八、五〇〇円
一	五一五、四〇〇円
二	五二七、三〇〇円
三	五三五、二〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二五一、四〇〇円
二	二	二六一、三〇〇円
一	一	二九九、六〇〇円
二	二	三〇七、四〇〇円
三	三	三一五、三〇〇円
四	四	三二三、一〇〇円
五	五	三三〇、九〇〇円
一	一	三五九、六〇〇円
二	二	三六八、三〇〇円
三	三	三七七、〇〇〇円
四	四	三八五、七〇〇円
五	五	三九一、五〇〇円

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改
正後の法」という。)の規定は、平成三年四月一
日から適用する。
(給与の内払)
2 改正後の法の規定を適用する場合において
は、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する
法律の規定に基づいて支給された給与は、改正
後の法の規定による給与の内払とみなす。

十二月十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、国会職員の育児休業等に関する法律案(衆)
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律案(衆)

平成三年十二月十九日印刷

平成三年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局